

当初・変更

入札執行機関 41340 会津若松建設事務所

入札（見積）執行調書入札等（契約）結果書

年災		事項		契約	26年6月16日
工事番号	14-41340-0150	工事名	復興公営住宅整備工事（電気・門田4）	着工	26年6月18日
入札執行年月日	26年6月11日	発注種別	04 電気設備工事	完成	27年1月13日
審議番号	公所	000000	本庁	発注標準等級	
路線・河川名	門田町			予定価格	
工事箇所	自 会津若松市門田町 大字年貢町地内			15,504,480	
	至				
工事概要	W造2F8戸 延べ面積A=722. 電気設備工事 N=1				

業者コード 業者名	指名理由	落札業者の住所			
		入札額及び再入札額		落札額（契約額）	
100003198 (株)佐藤電設	3	(1) 15,100,000 (3)	(2) (4)		
100002430 (株)目黒工業商会	3	(1) 15,500,000 (3)	(2) (4)		
100002472 (株)会津電気工事	3	(1) 14,581,000 (3)	(2) (4)		
100002910 星電気工事(株)	3	(1) 14,480,000 (3)	(2) (4)		
100003824 (株)森口電気商会	3	(1) 16,000,000 (3)	(2) (4)		
100002455 (株)富士工業商会	3	(1) 15,800,000 (3)	(2) (4)		
100002409 (株)光電設	3	(1) 14,800,000 (3)	(2) (4)		
100002481 (株)萩生田電設	3	会津若松市柳原町3-4-10 (1) 14,300,000 (3)		(2) (4)	15,444,000
100002546 (株)和泉電機	3	(1) 14,500,000 (3)	(2) (4)		
100003595 黒沢電設工業(株)	3	(1) 15,100,000 (3)	(2) (4)		

上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。
 随意契約とする理由、変更契約の内容は、裏面のとおり。

当初・変更

入札執行機関 41340 会津若松建設事務所

入札（見積）執行調書入札等（契約）結果書

年災		事項		契約	年 月 日
工事番号	14-41340-0150	工事名	復興公営住宅整備工事（電気・門田4）	着工	年 月 日
入札執行年月日	26年 6月 11日	発注種別	04 電気設備工事	完成	年 月 日
審議番号	公所	000000	本庁	発注標準等級	
路線・河川名	門田町			予定価格	
工事箇所 自	会津若松市門田町 大字年貢町地内			15,504,480	
至					
工事概要	W造2F8戸 延べ面積A = 722 . 電気設備工事 N = 1				

業者コード 業者名	指名理由	落札業者の住所			
		入札額及び再入札額		落札額（契約額）	
100002899 渡部電気工業（株）	3	(1) 15,000,000 (3)	(2) (4)		
		(1) (3)	(2) (4)		
		(1) (3)	(2) (4)		
		(1) (3)	(2) (4)		
		(1) (3)	(2) (4)		
		(1) (3)	(2) (4)		
		(1) (3)	(2) (4)		
		(1) (3)	(2) (4)		
		(1) (3)	(2) (4)		
		(1) (3)	(2) (4)		

上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。
 随意契約とする理由、変更契約の内容は、裏面のとおり。

様式3（裏面）

随意契約とする理由及び見積りの相手方を選定した理由

別紙「随意契約理由書」のとおり

変更契約の内容

変更契約年月日	年 月 日
変更後の完成年月日	年 月 日
変更後の契約金額	円
変更契約をする理由	
<input type="checkbox"/> 1 現場精査による数量増（減）	
<input type="checkbox"/> 2 （ ） 工事追加による増額	
<input type="checkbox"/> 3 その他（ ）	

随意契約理由

以下の理由により、復興公営住宅の整備工事について、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき、「災害等緊急を要するもの」として、随意契約を行いたい。

- ・県営の復興公営住宅の整備は、原発事故による避難指示区域の避難住民が避難前の居住地に帰還するまでの間に生活する住宅を建設するものであり、恒久的な住宅の建設であるが、最終的な復興住宅ではなく、原子力災害による被害に当面对応するための応急的な住宅対策である。
- ・避難住民は、現在、応急仮設住宅等に生活しているが、狭小な仮設の住宅等での生活は避難住民の心身の健康に大きな障害をもたらしており、一日も早い復興住宅への入居が待たれており、復興公営住宅の完成が遅延することは避難住民の生命や身体等に大きな影響を及ぼすものである。
- ・したがって、復興公営住宅の整備は、避難住民の生活に支障を来す、さらに、心身の安全に大きな影響を及ぼしているために行う緊急性が高い工事である。